

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手帳制度に係る保安教育講習については、習熟度確認等を含めた自宅学習方式の講習を全国統一で実施しています。

● 令和 3 年度火薬類製造保安責任者試験（甲種・乙種）について

上記試験の出願は、8月27日に締切しました。出願者数は次のとおりです。

甲種製造 92人 乙種製造 30人 合計 122人

なお、試験日は、11月8日（月）、9日（火）の両日、試験会場は「日本教育会館（東京都）」、合格発表日は、12月24日（金）です。

● **主要行事予定表** ※新型コロナウイルス感染症の影響により、延期、中止の可能性が
 あります。
 ホームページ等でも随時お知らせします。

開催年月日	主要行事
令和3. 10. 18~26	火薬類爆発影響低減化保安技術実験（注）
11. 1~12. 20	登録講師研修会（書面開催）
11. 8~ 9	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）
11. 17	第2回ブロック代表会議
12. 15	第3回ブロック代表会議

（注）火薬類爆発影響低減化保安技術実験とは？

正式には、経済産業省が行う「火薬類爆発影響低減化技術基準検討事業」の中で行われる実験をいい、通称、野外実験と呼ばれます。

火薬類に関する保安技術の進展に伴い、技術基準が示されている火薬類取締法施行規則（以下、規則といいます。）を策定したり改正したりする場合があります。その際に根拠となる科学的データを取得するため、火薬類の爆発実証実験（野外実験）が長く行われてきました。この野外実験は実規模に近い火薬量での実験となるため、経済産業省と防衛省との間で締結された支援協定に基づき、陸上自衛隊の演習場において、陸上自衛隊の支援を受けて実施されてきました。

野外実験は昭和37年ごろから行われていますが、当初は通商産業省（現在の経済産業省）の工業技術院東京工業試験所（のちの化学技術研究所、現在の産業技術総合研究所（産総研））が実験を担っていました。平成14年からは全国火薬類保安協会（全火協）が経済産業省から受託し、産総研ならびに火薬工業会、火薬会社等のご協力のもと現在まで継続されています。見学者を含めるとおよそ100名の方が参加して行われます。

今年度は10月18日~26日の間、北海道の陸上自衛隊矢白別演習場で、煙火製造所の危険工室や火薬庫の保安距離の規制値を低減することを目的とした、防爆壁に関する実験が行われます。

野外実験の成果が法令改正に反映された至近の例を一つ紹介します。

本年4月の規則改正において、火薬類の爆薬換算の見直し、火薬庫の最大貯蔵量の見直し等がなされました（令和3年経済産業省令第39号）。従来、貯蔵する火薬、爆薬の薬種にかかわらず、一律、火薬2トンを爆薬1トンに換算して貯蔵時の保安距離を算出していました。火薬類取締法制定時（昭和25年）の主な爆薬はダイナマイトとTNT爆薬でしたが、現在では取扱い時の安定性がより高い硝安油剤爆薬や含水爆薬が主流となっています。このため、これらの爆薬を貯蔵する場合の保安距離の規制値を低減することの検討が進められました。平成27、28年度の野外実験で、TNT、硝安油剤爆薬、含水爆薬、黒色火薬、コンポジット推進薬の5種類の火薬類の爆風圧についてデータが取得されました。

さらに、コンポジット推進薬は燃焼時の放射熱の影響も考慮する必要があり、

平成29年度にコンポジット推進薬の放射熱が計測されました。その結果、コンポジット推進薬10トンを爆薬1トンに換算しても、火薬庫からの距離が最も短い第4種保安物件の位置で放射熱強度は十分に安全な値であると結論されました。

以上の結果、特定硝安油剤爆薬等（硝安油剤爆薬と含水爆薬）はその1.2トンを爆薬1トンに、特定コンポジット推進薬はその10トンを爆薬1トンとして算出することとされました。これらの結果を受けて、火薬庫の最大貯蔵量についても改正されました。

● 令和 3 年 7 月の産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量

－ 経済産業省生産動態統計月報 －

	生産	出荷（販売）	在庫
火薬及び爆薬（単位：t）	2,261	2,422	1,508
（前年同月比：％）	(99.8)	(103.2)	(111.9)

● 令和 3 年火薬類関係事故について（9月30日までに報告のあったもの）

総括表（取扱・種類別一覧表）

取扱	項目	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製造中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
消費中	産業火薬	2	16	0	0	0-1	0-5
	煙火	9		0		0-1	
	がん具煙火	5		0		0-3	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がんろう中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
その他事故	産業火薬	0	1	0	0	0-0	1-0
	煙火	1		0		1-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合計	産業火薬	2	17	0	0	0-1	1-5
	煙火	10		0		1-1	
	がん具煙火	5		0		0-3	

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 火薬類取締法の適用を受けない火工品の指定に伴う告示改正について

火薬類取締法の適用を受けない火工品の指定を伴う告示改正が9月17日に行われましたのでお知らせします。

○ 経済産業省告示第二百三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年九月十七日 経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～三十九 [略]	一～三十九 [略]
<u>四十 針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品（電気点火により、内蔵する火薬を燃焼させて圧力を発生させることにより針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの</u> <u>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。</u> <u>ロ ケースはステンレス鋼その他の合金製であること。</u> <u>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u> <u>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</u>	[新設]
<u>四十一 針なし注射器用アクチュエーターに用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの</u> <u>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。</u> <u>ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・三〇〇グラム以下であること。</u> <u>ハ 電気点火により、ガスを発生させて針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造であること。</u> <u>ニ ケースはアルミニウム合金その他の合金製であること。</u> <u>ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u> <u>ヘ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</u>	[新設]
備考 表中の [] は注記である。	

● 景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。

－ 9月の月例経済報告 －

内閣府は16日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「9月の月例経済報告」を提出し、承認された。

（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響より、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。

- 個人消費は、弱い動きとなっている。
- 設備投資は、持ち直している。
- 輸出は、緩やかな増加が続いている。
- 生産は、このところ一部に弱さがみられるものの、持ち直している。
- 企業収益は、感染症の影響により、非製造業の一部に弱さが残るものの、持ち直している。企業の業況判断は、一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられる。

- 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、求人等の動きに底堅さもみられる。
- 消費者物価は、このところ底堅さがみられる。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現する。

新型コロナウイルス感染症に対しては、19都道府県を対象に緊急事態措置、8県を対象にまん延防止等重点措置を9月30日まで実施することとしており、引き続き、医療提供体制の確保、感染防止対策の徹底、ワクチン接種の推進の3つの柱からなる対策を確実に進める。経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。また、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、国民的議論を進め、感染対策と日常生活の回復に向けた取組の両立を進める。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

● 自宅学習方式の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都道府県火薬類保安協会等の指定協会が実施している保安教育講習、再教育講習について、会場を用いた従来の講習会形式ではなく、受講者の自宅で行う自宅学習方式で実施しています。令和2年の実績についてのアンケート調査を踏まえ、全国統一で実施するものです。

指定協会から受講者に対し、テキストに加え、自宅学習用の資料を送付し、それら両方を用いて受講者自ら学習・習熟度確認をしていただき、その結果をもって受講済とする判断をいたします。

自宅学習方式のながれ

- 受講を希望される方は、従来どおり各指定協会（都道府県保安協会等）に申し込んでください。
- 受講者には、申し込みをされた協会からテキストおよび習熟度確認資料（プリント）を郵送します。
- 受講者の方には、それらの教材を用いて自宅で学習していただきます。
- 講習には時間数が規定されていることから、所要時間を想定した習熟度確認解答用紙（演習問題、事故例分析）に記入していただきます。
- テキスト等を受け取った日から2週間以内に学習を済ませ、記入が終わった習熟度確認解答用紙を、受講を申し込んだ協会に返送していただきます。（返送用の封筒はあらかじめ準備してあります。）
- 習熟度確認解答用紙を登録講師が採点し、「解答と解説」とともに受講者にフィードバックしますので、どこが間違っていたのかおさらいをしてください。
- 再教育講習の方および従事者手帳交付講習の方には新たに交付される保安手帳を、保安教育講習の方には受講証明シールを同封します。受講証明シールはご自身の手帳に貼付してください。
- 以上をもって講習を受講したものとみなします。

● 危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

公益社団法人 全国火薬類保安協会 会員各位 様
公益社団法人 全国火薬類保安協会

経済産業省を通じ、警察庁生活安全局保安課長から危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について連絡がありました。法令違反車両が運行することのないよう、点検・運行管理等についてよろしくお願ひします。

20210929保局第1号
令和3年10月1日

公益社団法人 全国火薬類保安協会会長 殿
経済産業省 産業保安グループ 鈷山・火薬類監理官

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

令和3年9月3日付け警察庁丁保発第82号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを実施するに当たつての協力依頼がありました。

貴団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。

警察庁丁保発第82号
令和3年9月3日

経済産業省 産業保安グループ
鈷山・火薬類監理官 殿

警察庁生活安全局保安課長

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組がなされているところではありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれましても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に特段の配慮をすることとし、都道府県の実情に応じて、可能な範囲の取組を進めることとするを申し添えます。

記

1. 実施期間
令和3年11月1日（月）から11月30日（火）までの1か月間
2. 重点対象
消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両
3. 指導取締りの重点
 - (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
 - (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
 - (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
 - (4) イエローカード携帯の指導